

福

祉

福

祉

高 齢 福 祉

1. 高齢者の年齢別人口

単位：人（令和3年4月1日現在）

| 区 分 | 65歳～74歳 | | | 75歳～89歳 | | | 90歳以上 | | |
|-------|---------|-------|--------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 平成24年 | 5,609 | 6,648 | 12,257 | 4,131 | 5,827 | 9,958 | 242 | 889 | 1,131 |
| 平成25年 | 5,816 | 6,903 | 12,719 | 4,385 | 6,092 | 10,477 | 252 | 908 | 1,160 |
| 平成26年 | 6,099 | 7,245 | 13,344 | 4,503 | 6,229 | 10,732 | 291 | 954 | 1,245 |
| 平成27年 | 6,304 | 7,458 | 13,762 | 4,619 | 6,424 | 11,043 | 310 | 996 | 1,306 |
| 平成28年 | 6,394 | 7,502 | 13,896 | 4,773 | 6,681 | 11,454 | 340 | 1,045 | 1,385 |
| 平成29年 | 6,256 | 7,382 | 13,638 | 5,045 | 6,980 | 12,025 | 394 | 1,131 | 1,525 |
| 平成30年 | 6,198 | 7,302 | 13,500 | 5,208 | 7,211 | 12,419 | 428 | 1,202 | 1,630 |
| 令和元年 | 6,019 | 7,140 | 13,159 | 5,381 | 7,462 | 12,843 | 459 | 1,277 | 1,736 |
| 令和2年 | 5,940 | 7,047 | 12,987 | 5,455 | 7,632 | 13,087 | 494 | 1,341 | 1,835 |
| 令和3年 | 5,942 | 7,044 | 12,986 | 5,437 | 7,646 | 13,083 | 508 | 1,390 | 1,898 |

2. 施設循環福祉バスの運行

ノーマライゼーションの視点から高齢者や障がい者（児）が少しでもまちに出るのを支援することを目的に福祉バスを運行し、社会参加の促進を図っている。

運行台数 2台（リフト付き、定員21名プラス車椅子2台）

2台（リフトなし、定員28名 1台は早朝のみ運行）

令和2年度利用者 43,328人

3. 地域包括支援センターの運営

平成18年度より、市内4か所の地域包括支援センターを設置し、保健師・社会福祉士・介護支援専門員の3名の専門職員を配置し、地域の高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続していくことができるように、保健・医療・福祉サービスなどの総合的な提供の調整や総合相談支援業務、権利擁護事業等を行なうとともに、地域ケアの推進を図っている。

4. 在宅福祉の状況

（令和2年度）

| 事 業 | 利 用 状 況 |
|-------------|-----------------|
| 高齢者街かどデイハウス | 67人 延べ1,841人 |
| 紙おむつ給付 | 82人 延べ678枚（給付券） |
| 緊急通報装置 | 421人 |
| 在日外国人高齢者福祉金 | 0人 |

5. 老人福祉施設入所措置状況（令和2年度）

市立養護老人ホーム 措置人数 10人
 他市養護老人ホーム 措置人数 3人

6. プラチナ婚・金婚祝賀

結婚75周年・50周年を迎えられたご夫婦に記念品をお贈りする。

7. 老人クラブ

| 年 度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| クラブ数 | 37団体 | 37団体 | 35団体 | 34団体 | 34団体 |
| 会員数 | 2,345人 | 2,270人 | 2,138人 | 1,999人 | 1,970人 |

8. 長寿祝金

（令和3年4月1日現在）

| 事 業 内 容 | 支 給 額 | 備 考 |
|---------------------------------|---------|------------------|
| 本市に1年以上居住し、満88歳、100歳及び満101歳以上の方 | 満88歳 | 20,000円 |
| | 満100歳 | 50,000円 |
| | 満101歳以上 | 10,000円 |
| | | （予算） 13,553千円 |

9. 養護老人ホーム

所在地 池田市旭丘3丁目2番2号

昭和29年7月 木造平屋 445.5㎡、定員30名にて開設

昭和48年4月 上記に移転、鉄筋コンクリート2階建、延べ面積 1,421.52
 定員50名

平成14年8月 エレベーター設置

平成16年4月1日 指定管理者の指定

指定管理者 池田市古江町18番地の2
 社会福祉法人のぞみ

平成21年3月 耐震補強工事施工

10. 敬老会館（老人福祉センター）

この施設は社会の進展に寄与してこられた池田市の高齢者を敬愛し、高齢者の福祉増進と教養の向上をはかり、健康相談に応ずるとともにレクリエーション等のために必要な便宜を総合的に供与する施設である。

なお、平成16年度より財団法人池田さわやか公社、平成21年度からは大阪府社会福祉事業団の指定管理により運営している。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 所在地 | 池田市旭丘3丁目2番1号 |
| 開設 | 昭和47年7月（増築、55年5月） |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 2階建（一部木造：茶室） |
| 規模 | 建物延面積 1,731.01 m ² |
| 利用者の資格 | 池田市に居住する60歳以上の者及びその介添者 |
| 利用時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで |
| 利用料金 | 無料 |

施設の特徴

158 m²の「富士の間」、82.5 m²の「花の間」はいずれも舞台つきでカラオケ装置などを完備し、「ゲーム室」には碁、将棋、バンパー（玉突き）を設置。「大浴場」「岩風呂」のほか「談話室」、「和室」（3室）、「図書室」、「機能回復訓練室」等がある。

なお、隣接する市立養護老人ホーム「白寿荘」、軽費老人ホーム「万寿荘」と農園、花壇などを含めて「敬老の里」と称し、高齢者福祉施策の一環としている。

社 会 福 祉

1. 生活保護の状況

(上段：月平均、下段：年間延数)

| 区分 | 平成 30 年度 | | | 令和元年度 | | | 令和 2 年度 | | |
|------|----------|-------|---------|-------|-------|---------|---------|-------|---------|
| | 世帯数 | 人 員 | 扶助額 | 世帯数 | 人 員 | 扶助額 | 世帯数 | 人 員 | 扶助額 |
| 生活扶助 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 |
| | 581 | 713 | 39,582 | 598 | 738 | 39,735 | 586 | 710 | 37,322 |
| | 6,972 | 8,552 | 474,984 | 7,177 | 8,853 | 476,821 | 7,029 | 8,516 | 447,866 |
| 住宅扶助 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 |
| | 581 | 709 | 20,907 | 592 | 728 | 21,527 | 586 | 706 | 21,114 |
| | 6,972 | 8,506 | 250,880 | 7,108 | 8,741 | 258,328 | 7,032 | 8,467 | 253,364 |
| 教育扶助 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 |
| | 25 | 31 | 297 | 25 | 32 | 251 | 20 | 26 | 222 |
| | 294 | 368 | 3,564 | 304 | 380 | 3,017 | 237 | 317 | 2,662 |
| 医療扶助 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 |
| | 584 | 684 | 68,549 | 599 | 702 | 67,860 | 574 | 664 | 60,745 |
| | 7,009 | 8,210 | 822,583 | 7,189 | 8,429 | 814,320 | 6,883 | 7,963 | 728,935 |
| 介護扶助 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 | 世帯 | 人 | 千円 |
| | 121 | 128 | 1,267 | 126 | 132 | 1,342 | 128 | 133 | 1,293 |
| | 1,453 | 1,536 | 15,204 | 1,517 | 1,585 | 16,100 | 1,535 | 1,596 | 15,511 |

| 区分 | 年度 | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | |
|--------|---------|----------|--------|-------|--------|---------|--------|
| | | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 |
| その他の扶助 | 出産扶助 | 件 | 千円 | 件 | 千円 | 件 | 千円 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 生業扶助 | 196 | 3,657 | 222 | 2,942 | 220 | 2,837 |
| | 葬祭扶助 | 7 | 1,123 | 9 | 1,129 | 3 | 252 |
| | 施設事務費 | 70 | 11,190 | 79 | 13,579 | 67 | 11,343 |
| | 就労自立給付金 | 0 | 0 | 7 | 333 | 3 | 126 |
| | 進学準備給付金 | 6 | 600 | 2 | 200 | 2 | 200 |

2. 福祉金

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

| 項 目 | 事 業 内 容 | 支 給 額 | 備 考 |
|------------------|--|--|--|
| 福祉貸付金 | (1)生活資金 本市居住 1 年以上の低所得者階層の希望者に貸付を行う。 | 1 世帯 250,000 円以内 | 据置 1 ヶ月 40 ヶ月 月賦償還 (予算) 2,000 千円 |
| | (2)高等学校入学準備金 本市居住 1 年以上の低所得者階層で学校長が高等学校入学を認めた希望者に貸付を行う。 | 1 人 300,000 円以内 | 据置就職後 6 ヶ月 100 ヶ月 月賦均等償還 (予算) 1,200 千円 |
| 生活困窮者水洗便所改造資金給付金 | 生活保護世帯並びにこれに準ずる世帯が既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する場合に要する資金を支給。 | 約 200,000 円 (改造に要する費用) | (予算) 200 千円 |
| 災害弔慰金 | 市民が災害、交通事故または犯罪行為により死亡したときに支給。 | 200,000 円 | (予算) 380 千円 |
| 災害見舞金 | 市民の住家が災害により被害を受けたときに支給。 | 全焼、全壊 100,000 円 半焼、半壊 50,000 円 床上浸水 20,000 円 | |
| | | 市民が災害、交通事故または犯罪行為により 3 月以上の入院加療を要する傷害を受けたときに支給。 | 30,000 円 |

| 項 目 | 事 業 内 容 | 支 給 額 | 備 考 |
|-------------|--|-------------|--------------|
| 交通遺児奨学資金貸付金 | 道路交通法による車両により発生した扶養義務者の死亡により交通遺児となったもので、本市に住所を有し本市内の小・中学校又は義務教育学校に通学するものに貸付。 | 1人月額 2,000円 | (予算) 24千円 |

3. 進学支援

生活保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の高校3年生で、大学進学を希望する者に、学習塾の入学金、授業料等を助成する。(平成24年度からの新規事業)

| 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 4 | 1,092千円 | 6 | 1,785千円 | 6 | 1,525千円 |

4. 池田市総合福祉施策推進審議会の設置

すべての市民が住み慣れた地域において健康でこころ豊かに安心した生活を送り、ともに社会参加のできる福祉のまちの実現を基本理念として「池田市総合福祉施策推進審議会」を設置している。

5. 地域福祉の推進

社会福祉法第4条及び第107条の規定に基づき策定した「第3期池田市地域福祉計画」により、地域福祉の推進を図っている。

6. 池田市保健福祉総合センターの管理

各種の保健事業を行う保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援つどいの広場、社会福祉協議会、国際交流センター等が入居する保健福祉施策推進の中核施設。また、市民交流の場として会議室・調理実習室等の貸館、ふれあいコーナー、談話コーナー等を設けている。なお、平成29年度より社会福祉法人池田市社会福祉協議会の指定管理により運営している。

(1) 施設情報

| | |
|------|------------------------------|
| 所在地 | 池田市城南 3-1-40 |
| 開設 | 平成21年3月 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 4階建 |
| 規模 | 延床面積 7,300.41 m ² |
| 開館時間 | 午前9時から午後9時まで |
| 休館日 | 第2土曜日と年末年始 |
| 電話番号 | 754-6010 |

(2) 駐 車 場 使 用 料

| 時間 | 使用料 |
|--------------|--------|
| 30分以内 | 無料 |
| 30分を超え1時間まで | 300円 |
| 1時間を超える30分ごと | 100円加算 |

(3) 施 設 使 用 料

| 施 設 名 | 定員 | 9:00～ 12:00 | 13:00～ 17:00 | 18:00～ 21:00 | 9:00～ 17:00 | 13:00～ 21:00 | 9:00～ 21:00 |
|-----------|---------------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 大 会 議 室 | 192人 椅子席 120人 机席 | 5,800円 | 7,400円 | 8,300円 | 9,900円 | 11,700円 | 14,300円 |
| 会 議 室 1 | 24人 | 1,900円 | 2,500円 | 2,800円 | 3,300円 | 3,900円 | 4,800円 |
| 会 議 室 2 | 36人 | 1,900円 | 2,500円 | 2,800円 | 3,300円 | 3,900円 | 4,800円 |
| 会 議 室 3 | 12人 | 900円 | 1,200円 | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | 2,200円 |
| 講 習 会 室 | 10人 | 1,900円 | 2,500円 | 2,800円 | 3,300円 | 3,900円 | 4,800円 |
| 健 康 教 育 室 | 84人 | 5,100円 | 6,600円 | 7,300円 | 8,700円 | 10,400円 | 12,600円 |
| 調 理 実 習 室 | 30人 | 3,000円 | 3,900円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,100円 | 7,400円 |

(4) 施 設 別 利 用 状 況

(令和2年度)

| 施 設 名 | 件 数 | 利用者数 | 備 考 |
|-----------|-----|--------|-------------------------|
| 大 会 議 室 | 277 | 8,208 | |
| 会 議 室 1 | 145 | 3,481 | |
| 会 議 室 2 | 101 | 2,815 | |
| 会 議 室 3 | 76 | 1,184 | |
| 講 習 会 室 | 121 | 1,403 | |
| 健 康 教 育 室 | 247 | 7,345 | |
| 調 理 実 習 室 | 31 | 303 | |
| 研 修 室 | 597 | 4,129 | 2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、4-1 |
| 会 議 室 | 535 | 4,551 | 2-1、2-2、3-1、3-2、3-3 |
| 多 目 的 室 | 473 | 10,154 | 3-1、4-1、4-2 |
| そ の 他 | 569 | 10,003 | センター作業室、相談室、作業室 |

(令和2年度)

| 施 設 名 | 件 数 | 利用者数 |
|---------------------|-----|-------|
| つ ど い の 広 場 | 284 | 8,415 |
| 基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー | 239 | 9,490 |

障 がい 福 祉

1. 障がい者手帳所持者数

(令和3年3月31日現在)

| 障がい別 | | 区 分 | 人 員 (人) | 内 訳 (人) | |
|--------|--|-----------|---------|---------|--------|
| | | | | 18 歳未満 | 18 歳以上 |
| 身 体 | | 視 覚 | 210 | 2 | 208 |
| | | 聴 覚 | 231 | 3 | 228 |
| | | 音声・言語機能 | 40 | 0 | 40 |
| | | 肢 体 不 自 由 | 1,609 | 38 | 1,571 |
| | | 内 部 | 1,060 | 16 | 1,044 |
| | | 計 | 3,150 | 59 | 3,091 |
| | | 知 的 | 758 | 230 | 528 |
| | | 精 神 | 1,116 | 69 | 1,047 |

2. 居宅介護支援給付事業

居宅で生活する障がい者（児）に対し、ホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣、サービス利用計画の策定、高額障がい福祉サービス費の支給及び地域移行・地域定着の相談支援等、居宅生活での介護等に関する障がい福祉サービス費の給付を行う。

3. 施設介護支援給付事業

常時介護を要する障がい者に対し、医療及び介護サービスを行う日中活動の場の提供及び緊急時の短期入所等、施設での介護等の障がい福祉サービス費の給付を行う。

4. 施設入所支援給付事業

常時介護を要する障がい者に対し、施設入所での夜間の介護等の給付及び食費・光熱費等の必要経費の障がい福祉サービス費の給付を行っている。また、グループホーム入居者の家賃を軽減する特定障がい者特別給付費の給付を行う。

5. 施設訓練給付事業

居宅で生活する障がい者に対し、生活訓練や就労に必要な訓練を行う日中活動の場の提供等、施設での訓練等の障がい福祉サービス費の給付を行う。

(令和3年3月31日現在)

| | 事業名 | 入所(人) | 通所(人) | 合計(人) |
|----------|------------|-------|-------|-------|
| 障害者総合支援法 | 生活介護(身体) | 22 | 10 | 32 |
| | 生活介護(知的) | 47 | 127 | 174 |
| | 生活介護(精神) | 1 | 30 | 31 |
| | 自立訓練(身体) | 0 | 0 | 0 |
| | 自立訓練(知的) | 0 | 4 | 4 |
| | 自立訓練(精神) | 1 | 5 | 6 |
| | 就労継続支援(身体) | 0 | 18 | 18 |
| | 就労継続支援(知的) | 0 | 82 | 82 |
| | 就労継続支援(精神) | 0 | 93 | 93 |
| | 就労継続支援(難病) | 0 | 0 | 0 |
| | 就労移行支援(身体) | 0 | 1 | 1 |
| | 就労移行支援(知的) | 0 | 14 | 14 |
| | 就労移行支援(精神) | 0 | 32 | 32 |
| | 合計 | 71 | 416 | 487 |

6. 共同生活支援給付事業

地域において共同生活を営む障がい者に対し、365日・24時間、共同生活における介護や援助を行う共同生活援助(グループホーム)給付費の給付を行う。

7. 地域生活支援給付事業

居宅で生活する障がい者(児)に対し、移動支援、日中一時支援、障がい者デイサービス及び障がい児通学支援などの地域生活支援サービスの給付費の給付を行う。

8. 障がい者地域支援センター運営事業

在宅の障がい者(児)に対し、基幹相談支援センター「あおぞら」及び障がい者地域生活支援センター「福祉相談くすのき」「ひだまり」「合同会社SUNハート」で、各種障がい福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や介護相談及び情報の提供等を総合的に行い、地域における生活を援助し自立と社会参加の促進を行う。

在宅の精神障がい者に対し、精神障がい者地域活動支援センター「咲笑」で生活相談を行う。

また、障がい者の自立の促進を図る地域生活拠点整備を行い、障がい者が地域で安心して暮らせる体制の整備を行う。

9. 自立支援医療費給付事業

身体障がい者に対し、障がいを軽減するための医療（更生医療）費の給付、及び18歳未満の児童に対し、障がいを未然に防いだり、軽減するための医療（育成医療）費の給付を行う。

10. 障がい者補装具・日常生活用具給付事業

身体障がい者（児）に対し、補装具の給付費・修理費の給付を行う。

心身障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行う。

11. 重度障がい者住宅改造助成事業

重度の身体障がい者、重度の知的障がい者の住む住宅を改造することにより、障がい者の日常生活の向上を図る。

12. 障がい者自動車改造費助成事業

重度の身体障がい者が運転する自動車を改造することにより社会的自立の促進を図る。

13. 特別障がい者手当等給付事業

20歳以上の従前の福祉手当受給者で、特別障がい者手当又は障害基礎年金を受給できない者、日常生活が著しく制限され、常時介護を要する状態にある20歳以上の重度障がい者に支給し、経済的負担の軽減を図る。

14. 身体障がい者手帳診断料助成事業

身体障がい者手帳申請時の診断書料を補助する。

15. 障がい者地域相談事業

（社福）てしま福祉会に委託し、精神障がい者の方の相談を、精神保健福祉士等の資格を持つ相談員が障がい福祉課窓口にて、相談、情報提供を行う。

16. 障がい者相談員設置事業

障がいを持つ当事者が障がい者からの相談を直接受けることにより、様々なアドバイス等を行う。

17. 聴覚障がい者等支援事業

聴覚・言語障がい者（児）に対し、手話及び筆記通訳者派遣することにより、コミュニケーションの円滑化と社会参加の増進を図る。また、緊急時の通信手段としてFAXを消防本部への連絡手段として確保する。

市役所の窓口対応として手話通訳者の配置及び公的行事や市議会の傍聴者への手話通訳派遣を行う。

18. 障がい者入浴サービス事業

在宅で生活する重度の障がい者で、自力又は家族の介護だけでは入浴が困難な方に、移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行っている。また、市立くすのき学園の施設内で入浴を実施することにより、障がい者の清潔を保ち、家族等の介護負担の軽減を図る。

19. 障がい者社会参加促進事業

ノーマライゼーションの実現に向けた障がい者（児）のニーズに応じた事業を実施し、自立と社会参加の促進を行う。

また、障がい者美術・作品展を開催し、障がい者が自ら完成した作品を公開展示することにより、広く社会に障がい者に対する理解を深め、自己表現の場を通じ、生活意欲の向上、社会参加の促進を目指す。

障がい者に対する理解を深めるため、「障がい者週間」「人権週間」記念池田市民のつどい等の一般市民対象の啓発事業を行う。

20. 地域自殺対策強化事業

精神障がい者地域活動支援センター咲笑（さくら）に「相談支援事業」、「人材養成事業」を委託し、自殺念慮に至っている方々に対する相談支援を行う。

21. 精神障がい者バス利用助成事業

市内在住の精神障がい者手帳1・2級の所持者に対し、バス運賃を助成することにより、精神障がい者の社会参加の促進を図る。

22. 障がい者等指定ごみ袋宅配事業

無料配布している福祉配布分の指定ごみ袋を市内通所している障がい者が個別宅配することにより、障がい者の就労に対する理解を深め、障がい者の工賃向上を図る。

23. 難聴児補聴器購入等助成事業

障害者総合支援法及び大阪府難聴児補聴器交付事業の対象とならない軽度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

24. 重度障がい者タクシー料金補助事業

重度障がい者が通院等に利用するタクシー運賃を助成する。

25. 重度障がい者等就労支援特別事業

常時介護を必要とする重度障がい者の支援を就業中にも行うことで、働く意思と能力を持ちながら、働くことのできない者に対する就労意欲を拡大し、社会参加を促進する。

26. 成年後見制度事業

判断能力が不十分で、4親等内の親族のいない障がい者に対し、家庭裁判所に後見人選任の申立を行うため、市長が審判開始の申立てを行う。

27. 障がい者歯科診療事業

心身障がい者(児)に対し、歯科診療の受診機会を確保すると共に、歯の健康管理の増進を行う。

28. 障がい者支援施設運営補助事業

(社福)池田芽ばえ福祉会「東山作業所」、(社福)産経新聞厚生文化事業団「こすもす」及び「ワークスペースさつき」に施設運営等の補助を行う。

29. くすのき学園管理運営事業

知的障がい者に対し、生活訓練や作業指導を行い、社会生活の自立を図る。

| | |
|-------|------------------------|
| 所在地 | 池田市五月丘3丁目4番7号 |
| 開設 | 昭和60年5月1日 |
| 構造 | 3階建鉄筋コンクリート造 |
| 敷地面積 | 2130.01 m ² |
| 延床面積 | 1460.88 m ² |
| 定員 | 45名(令和3年3月31日現在41名) |
| 運営委託先 | 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 |
| 在園期間 | 概ね3年 |

指導内容

空き缶処理、さをり織り、受託加工作業のほか、生活訓練を通じて、実社会への適応能力の向上を図る。

介 護 保 険

介護保険事業状況

1. 概 要

介護保険制度は、第7期介護保険事業計画の3年目で、地域支援事業、地域密着型サービスの基盤整備と給付事業などを推進している。

第1号被保険者数は、月平均28,072人で要介護等認定者数は、月平均5,534人になっている。

認定審査会は、池田市、豊能町、能勢町の1市2町の共同で設置し、延べ239回開催し、4,841件のうち池田市分は3,521件審査した。

介護保険料は、一人当月額基準額5,950円を、令和2年4月から令和3年3月まで徴収し、収納率は99.1%になった。一方、介護給付は月平均、居宅介護サービスで3,377人、地域密着型サービスで848人、施設サービスで577人にサービスの提供を行った。

2. 要介護認定状況（令和2年度月平均）

(人)

| 区 分 | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 計 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 第1号 被保険者 | 1,029 | 676 | 1,094 | 810 | 661 | 620 | 568 | 5,458 |
| 第2号 被保険者 | 12 | 9 | 14 | 14 | 8 | 10 | 9 | 76 |
| 総 数 | 1,041 | 685 | 1,108 | 824 | 669 | 630 | 577 | 5,534 |

3. 第1号被保険者介護保険料調定・収納状況

| 区 分 | 人数（人） | 調定（千円） | 収納（千円） | 収納率（％） |
|------|--------|-----------|-----------|--------|
| 特別徴収 | 24,602 | 1,736,360 | 1,736,360 | 100.0 |
| 普通徴収 | 4,631 | 180,149 | 163,564 | 90.8 |
| 合 計 | 29,233 | 1,916,509 | 1,899,924 | 99.1 |

4. 保険給付状況

| 項 目 | 居宅介護 サービス | 地域密着型 サービス | 施設サービス | 合 計 |
|---------|--------------|---------------|-------------|-------------|
| 保険給付費 | 4,368,816千円 | 1,461,068千円 | 2,007,616千円 | 7,837,500千円 |
| 月平均人数 | 3,377人 | 848人 | 577人 | 4,022人 |
| 一人当月給付費 | 107,808円 | 143,580円 | 289,950円 | 162,388円 |

5. 地域支援事業

平成 29 年 4 月より、認知症施策推進事業を開始。専門職が認知症の人とその家族を訪問し、本人や家族等の初期の支援を包括的集中的に行い、自立生活のサポートを行っている。さらに、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるように、関係機関との連携体制を構築した。

また、在宅医療・介護連携推進事業も開始し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための必要な体制作りを行っている。市内の医療・介護資源の集約・管理・発信を行えるシステムを構築し、「いけだ医療介護ナビ」を令和 3 年 4 月より公開している。

平成 30 年 4 月より、地域ケア会議の充実として、自立支援型の地域ケア個別会議や一定の訪問回数を超えるケアプランを検証する地域ケア個別会議を開始。地域ケア個別会議での様々な個別事例を通じて、各々の地域の課題の抽出を行い、課題解決のための事業へと展開している。

保 險 年 金

1. 国民年金被保険者数（令和3年3月31日現在）

| 加 入 種 別 | 加 入 人 数 | 備 考 |
|---------------|----------|-------------|
| 第 1 号 被 保 険 者 | 12,861 人 | 任意加入者225人含む |
| 第 3 号 被 保 険 者 | 7,760 人 | |
| 合 計 | 20,621 人 | |

2. 保険料免除被保険者数（令和3年3月31日現在）

| 法 定 免 除 | 申 請 免 除 | 総 数 |
|---------|---------|---------|
| 812 人 | 4,979 人 | 5,791 人 |

3. 国民年金給付状況（令和3年3月31日現在）

| 年 金 の 種 類 | 受 給 者 数 | 年 金 額 |
|---------------|----------|------------------|
| 老 齢 年 金 | 241 人 | 125,245,287 円 |
| 通 算 老 齢 年 金 | 192 人 | 44,730,850 円 |
| 障 害 年 金 | 18 人 | 15,634,000 円 |
| 寡 婦 年 金 | 6 人 | 2,534,418 円 |
| 小 計 | 457 人 | 188,144,555 円 |
| 老 齢 基 礎 年 金 | 26,018 人 | 17,246,225,566 円 |
| 障 害 基 礎 年 金 | 1,366 人 | 1,176,997,200 円 |
| 遺 族 基 礎 年 金 | 152 人 | 124,667,899 円 |
| 小 計 | 27,536 人 | 18,547,890,665 円 |
| 老 齢 福 祉 年 金 | 0 人 | 0 円 |
| 特 別 障 害 給 付 金 | 12 人 | 2,517,600 円 |
| 合 計 | 28,005 人 | 18,738,552,820 円 |

4. 国民健康保険年度別事業概要

| 区 分 | | 年 度 | | 平成 | 令和 | 令和 | 令和 |
|----------------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----|--------|
| | | 30 | 元 | 2 | 3 | | |
| | | | | | | | (当初予算) |
| 被 保 険 者 | 被 保 険 者 数 (人) | 21,531 | 20,665 | 20,105 | 19,860 | | |
| | (内、介護第2号被保険者数) | 6,906 | 6,656 | 6,493 | 6,405 | | |
| | 世 帯 数 (世帯) | 13,918 | 13,549 | 13,376 | 13,275 | | |
| | (内、介護第2号世帯数) | 5,867 | 5,698 | 5,589 | 5,465 | | |
| 保険料1人当りの月平均 (円) | | 8,702 | 9,431 | 9,375 | 9,558 | | |
| 保 険 料 収 納 率 (%) | | 92.40 | 91.86 | 93.30 | 92.10 | | |
| 受 診 率 (%) | | 1,200.55 | 1,221.13 | 1,068.95 | 1,102.33 | | |
| 1件当りの療養給付費 (円) | | 23,301 | 23,946 | 25,016 | 23,234 | | |
| 保 険 給 付 | 療 養 の 給 付 (千円) | 8,012,314 | 8,033,825 | 7,554,899 | 8,097,175 | | |
| | 療 養 費 (千円) | 183,443 | 165,983 | 153,120 | 144,995 | | |
| | 合 計 (千円) | 8,195,757 | 8,199,808 | 7,708,019 | 8,242,170 | | |
| | 1人当り費用額 (円) | 379,187 | 395,515 | 382,912 | 415,014 | | |
| 任 意 給 付 | 出 産 育 児 一 時 金 (1件当り単価) (円) | 24,995,504 ※(420,000) | 28,414,214 ※(420,000) | 26,105,104 ※(420,000) | 33,600,000 ※(420,000) | | |
| | 葬 祭 費 (1件当り単価) (円) | 5,620,000 (50,000) | 6,050,000 (50,000) | 6,900,000 (50,000) | 7,500,000 (50,000) | | |
| | 精神・結核医療給付金 (円) | 15,736,347 | 16,032,385 | 16,046,329 | 16,613,000 | | |
| 各 年 度 決 算 額 | 歳 入 (千円) | 10,426,719 | 10,524,898 | 10,379,800 | 10,539,834 | | |
| | 歳 出 (千円) | 10,341,639 | 10,318,746 | 9,976,186 | 10,539,834 | | |
| | 差 引 (千円) | 85,080 | 206,152 | 403,614 | 0 | | |
| 一 般 会 計 繰 入 金 (千円) | | 1,077,286 | 983,707 | 1,044,502 | 1,048,523 | | |

※産科医療補償制度加入分べん機関で出産した場合は、1件当り420,000円、
それ以外で出産した場合は404,000円。

5. 賦課方法

| 区分 | 賦課標準 | 賦課期日 | 賦課期日 後の増減 | 賦課限度額 |
|-----|-----------|------|--------------|--|
| 所得割 | 前年総所得 | | | 令和3年度 医療給付費分 63万円 支援金分 19万円 介護納付金分 17万円 |
| 均等割 | 被保険者1人につき | 4月1日 | 月割賦課 | |
| 平等割 | 1世帯につき | | | |

6. 保険料率

| 年度 保険料率 | | 平成 | 令和 | 2 | 3 |
|------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | | 30 | 元 | | |
| 所得割 (%) | 医療給付費分 | 8.90 | 9.17 | 8.96 | 8.62 |
| | 後期高齢者支援金分 | 3.16 | 2.99 | 2.84 | 2.73 |
| | 介護納付金分 | 3.29 | 2.58 | 2.66 | 2.47 |
| 均等割 (円) | 医療給付費分 | 36,446 | 29,713 | 30,652 | 30,640 |
| | 後期高齢者支援金分 | 12,904 | 9,249 | 9,358 | 9,478 |
| | 介護納付金分 | 14,540 | 19,134 | 19,729 | 18,213 |
| 平等割 (円) | 医療給付費分 | 14,986 | 25,149 | 29,137 | 31,870 |
| | 後期高齢者支援金分 | 5,306 | 6,538 | 8,255 | 9,858 |
| | 介護納付金分 | 4,310 | — | — | — |

保 険 医 療

1. 老人医療費助成制度

(令和3年3月31日現在)

| 区 分 | 事 業 内 容 | 対象者数 | 扶助費決算額 |
|---------------|--|------|-------------|
| 老人医療費 公費負担 | 65歳以上で一定要件等に該当する高齢者に対して医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持と福祉の増進を図る。令和3年3月末で経過措置終了。 | 267人 | 17,267,656円 |

2. 重度障がい者医療費助成制度

(令和3年3月31日現在)

| 区 分 | 事 業 内 容 | 対象者数 | 扶助費決算額 |
|-----------------------|---|--------|--------------|
| 重度障がい者 医療費 公費負担 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳1級又は2級の方 (2) 知的障害の程度が重度の方 (3) 知的障害の程度が中度で、かつ身体障害者手帳を所持する方 (4) 重度の難病患者 (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の方 に対して医療費の一部を助成し、健康の保持と生活の安定、福祉の増進を図る。 | 1,576人 | 177,547,297円 |

3. ひとり親家庭医療費助成制度

(令和3年3月31日現在)

| 区 分 | 事 業 内 容 | 対象者数 | 扶助費決算額 |
|-----------------------|--|--|-------------|
| ひとり親 家庭医療費 公費負担 | 満18歳以降最初の3月末までの児童を監護又は養育するひとり親家庭に対して医療費の一部を助成し、健康の保持と生活の安定を図る。 | 養育者等 692人 児童 1,001人 合計 1,693人 | 49,453,913円 |

4. 子ども医療費助成制度

(令和3年3月31日現在)

| 区 分 | 事 業 内 容 | 対象者数 | 扶助費決算額 |
|-------------------|--|---------|--------------|
| 子ども医療費 公 費 負 担 | 満18歳以降最初の3月末までの子どもに対して医療費の一部を助成し、保護者の医療費負担を軽減するとともに、子どもの健全な育成および子育て支援の推進を図る。 | 15,700人 | 282,550,828円 |

5. 未熟児養育医療給付制度

(令和3年3月31日現在)

| 区 分 | 事 業 内 容 | 対象者数 | 扶助費決算額 |
|---------------------------|--|------|------------|
| 未熟児養育 医療給付費 公 費 負 担 | 種々の未熟性があり、入院治療を必要とする乳児に対し医療保険において負担すべき額の一部を助成し、保護者の医療費負担を軽減するとともに、乳児の健全な育成を図る。 | 17人 | 5,350,422円 |

6. 後期高齢者医療制度

(令和3年3月31日現在)

| 区 分 | 事 業 内 容 | 対象者数 | 歳出決算額 |
|------------------|--|---------|----------------|
| 後期高齢者 医 療 事 業 | 被保険者は、市内に居住する75歳以上の高齢者の方（65歳以上75歳未満で申請により、心身等一定の障害があると広域連合が認めた方）の保険制度で、高齢者等の健康保持と福祉の増進を図る。 | 14,793人 | 1,824,622,137円 |